

エステティック機器認証 規 格

第 1.1 版

2014年12月

エステティック機器認証規格

特定非営利活動法人日本エステティック機構では、サロンでエステティックトリートメントを安全にまた安心して受けられるように、使用する機器類に関する基準を以下の通り決めました。

適用規格は、国内において電気製品の製造（輸入）・販売等を規制している電気用品安全法（以下「電安法」という）の電気用品の技術上の基準を定める省令（電気用品技術基準）第1項に準拠して全機種共通規格としました。

さらに、機種別に個別規格として、より安全面に配慮した内容を追加しました。

この規格は、当機構独自の安全基準として、エステティック機器認証制度の根幹をなすものであり、これらの内容については今後とも、見直しや新しい機器の項目の追加などを継続的に行い、適切な安全規格の制定に邁進していきます。

2014年12月

認定 特定非営利活動法人日本エステティック機構
理事長 福士 政広

<目次>

1. <u>共通規格</u>	3
1-1 電気用品安全法	
1-2 特定非営利活動法人日本エステティック機構が定めた共通規格	
2. <u>個別規格</u>	4
2-1 個別規格	
エステティックイオン導入機器	5
エステティックシェイプアップ機器	6
エステティックリフトアップ機器	7
エステティック低周波パルス頭皮ケア機器	8
エステティック高周波温熱機器	9
エステティック電気脱毛機器	10
放電管エステティック機器	11
エステティック高電位機器	12
超音波エステティック機器	13
超音波エステティック美顔洗浄機器	14
エステティックベルチェ機器	15
エステティック洗浄回転ブラシ機器	16
エステティックスプレー機器	17
エステティックスキンクリーニング噴吸機器	18
エステティックフェイシャル吸引機器	19
エステティックヒート機器	20
エステティックスチーム機器	21
エステティックワックス溶解機器	22
エステティックパラフィン溶解機器	23
紫外線照射硬化機器	24
赤外線エステティック機器	25
エステティック振圧機器	26
エステティックローラー振圧機器	27
エステティック振動機器	28
観察用エステティックスコープ	29
肌観察用紫外線機器	30
肌質観察機器	31
エステティック用電動椅子・ベッド	32
エステティック部分温浴機器	33
エステティック岩盤浴機器	34
エステティックライトトリートメント機器	35
複合型エステティック機器	36
エステティック美容ライト脱毛機器	37
2-2 定義及び分類	
エステティック低周波機器類	38
エステティック頭皮ケア機器類	39
エステティック高周波機器類	40

1. 共通規格

電気を使用するエステティック機器の認証にあたり、電氣的安全を確保するため以下の規格を適用する。

但し、個別規格 2-1-33「エステティック美容ライト脱毛機器」は、予め認証対象範囲に、一般社団法人日本エステティック振興協議会が定めた「美容ライト脱毛機器適合審査制度」に基づいて行なわれた適合審査に合格した機器と限定していることから共通規格で指定した試験項目の一部或いは全部を免除することが出来る。なお、この場合認定特定非営利活動法人日本エステティック機構が指定する証明書（写し）等を提出することを要件とする。

1-1 電気用品安全法

「電気用品の技術上の基準を定める省令（電気用品技術基準）第1項基準」
別表第八 令別表第1第8号から第12号まで及び別表第2第3号から第7号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機

1-2 特定非営利活動法人日本エステティック機構が定めた共通規格

「JIS T 0601-1」を参考に定めた。

- 1-2-1 エステティシャン又は消費者が触れる、若しくは触れる可能性がある機器においては、単一故障状態が生じても、接地漏れ電流は1 mA以下、接触電流は0.5 mA以下であること。
- 1-2-2 エステティックのために直接、体に電気を流す機器においては、単一故障状態が生じても、個別規格で定められた最大出力電流を超えないこと。（実効値 30 V（ピーク値 42.4 V）以下の電圧を使用する場合は適用しない）

注：単一故障状態とは次の状態を含む。

（ある単一故障状態がもう一つの単一故障状態を必然的に誘発する場合には、その2つの事故を一つの単一故障状態とみなす。）

- a) 保護接地線の断線
- b) 一つの電源導線の断線
- c) 液体（薬液含む）の漏れ
- d) 電気部品の故障（二重絶縁の一方の短絡を含む）
- e) 機械部品の故障

- 1-2-3 直流で動作する機器においては、直流を供給する装置を含めて対象とする。

2. 個別規格

特定非営利活動法人日本エステティック機構が定めた機器分類毎の機器認証規格は以下のとおりです。

2-1 個別規格

2-2 定義及び分類

2-1 個別規格

2-1-1 エステティックイオン導入機器

1. 目的

この規格は、エステティックイオン導入機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティックイオン導入機器とは、導入作用、いわゆるイオントフォーシスの原理を利用して、美容液を導入し、或いは吸引作用を利用して毛穴の汚れを除去し、美肌効果を得る目的で使用する機器をいう。

3. 安全規格

3.1 導子

導子は、人体に傷等を付けない材質・構造を採用すること。

3.2 出力電流の制限

出力電流は実効値 2.5 mA以下とする(出力端子間に 1 k Ω の無誘導抵抗を接続して出力電流を測定したとき、ただし、発振するときは 1～50 k Ω の可変抵抗を用いて測定すること)。

3.3 タイマー機能

30分までのタイマー機能を有すること。

2-1-2 エステティックシェイプアップ機器

1. 目的

この規格は、エステティックシェイプアップ機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティックシェイプアップ機器とは、低周波（中周波を含む）パルスを利用し、身体の筋肉運動を促進するために使用する機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 導子

パッド等の導子は、人体に傷等を付けない材質・構造を採用すること。

3. 2 出力電流の制限

出力電流は、実効値 20 mA 以下とする（出力端子間に 1 k Ω の無誘導抵抗を接続して出力電流を測定したとき）こと。

ただし、出力が複数あるもので絶縁されていないものは、その合計値が 20 mA 以下、各々の出力が絶縁されているものについては、各出力が 20 mA 以下であること。

3. 3 スタート時の出力レベル

人体へのショックを防止するため、最小レベル（1 mA 以下）からスタートする機能を有すること。

3. 4 緊急時への備え

消費者用緊急停止機能を有するか、又は容易に導子を取り外せる構造となっていること。

3. 5 電極位置の分散

1ヶ所もしくは集中して使用することがないような旨の注意を喚起する表記を行うこと。

3. 6 タイマー機能

60分までのタイマー機能を有すること。

2-1-3 エステティックリフトアップ機器

1. 目的

この規格は、エステティックリフトアップ機器に関し、機器の性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティックリフトアップ機器とは、低周波を利用し、美顔の目的で直接通電するものをいう。

3. 安全規格

3. 1 導子

マスク、プローブ、手袋、綿棒等の導子は、人体に傷等を付けない材質・構造を採用すること。

3. 2 出力電流の制限

出力電流は実効値 10 mA 以下とする(出力端子間に 1 k Ω の無誘導抵抗を接続して出力電流を測定したとき)こと。

ただし、出力が複数あるもので絶縁されていないものは、その合計値が 10 mA 以下、各々の出力が絶縁されているものについては、各出力が 10 mA 以下であること。

3. 3 緊急時への備え

消費者用緊急停止機能を有するか、又は容易に導子を取り外せる構造となっていること。

3. 4 電極位置の分散

1ヶ所もしくは集中して使用することがないような旨の注意を喚起する表記を行うこと。

3. 5 タイマー機能

60分までのタイマー機能を有すること。

2-1-4 エステティック低周波パルス頭皮ケア機器

1. 目的

この規格は、エステティック低周波パルス頭皮ケア機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティック低周波パルス頭皮ケア機器とは、低周波パルスを利用して、毛髪のためのよりよい環境を提供するための機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 出力の制限

出力電流は実効値 2 mA 以下とする（出力端子間に 1 k Ω の無誘導抵抗を接続して出力電流を測定したとき）こと。

ただし、出力が複数あるもので絶縁されていないものは、その合計値が 2 mA 以下、各々の出力が絶縁されているものについては、各出力が 2 mA 以下であること。

3. 2 電極の分散

1 ヶ所もしくは集中して使用することがないような旨の注意を喚起する表記を行うこと。

3. 3 動作時の表示

低周波が出力されている動作状態が目視確認出来る表示機能を有すること。
（電源入力、又は切の表示でも可とする）

3. 4 タイマー機能

60分までのタイマー機能を有すること。

2-1-5 エステティック高周波温熱機器

1. 目的

この規格は、エステティック高周波温熱機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティック高周波温熱機器とは、30 MHzまでの周波数帯の高周波電流、又は周波数13.56 MHz、27.12 MHz、及び40.68 MHzの電磁気を利用した発熱によって、美顔・美肌・シェイプアップ及びその他の美容効果を目的とする機器をいう。

3. 安全規格

3.1 動作時の表示

高周波が出力されている状態を目視等で確認出来る機能を有すること。

3.2 使用電極の安全性

異常動作によるヤケド防止のため、電極破壊や過大出力しない回路、又は機能を有すること。

(保護回路などがあることの確認とする)

3.3 タイマー機能

連続通電する機器は100分までのタイマー機能を有すること。

3.4 電波法に適合すること。

2-1-6 エステティック電気脱毛機器

1. 目的

この規格は、脱毛用プローブを用いるエステティック電気脱毛機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティック電気脱毛機器とは、脱毛用プローブを用い電氣的な作用を利用して脱毛を行う機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 出力の制限

- 3. 1. 1 高周波を利用するものは、 $13.56\text{ MHz} \pm 6.78\text{ kHz}$ 、又は $27.12\text{ MHz} \pm 162.72\text{ kHz}$ のいずれかの周波数を有し、 10 W 以下の出力とすること。
- 3. 1. 2 直流を利用するものは、実効値 30 V （ピーク電圧 45 V 以下）以下で、 2 mA 以下の出力とすること。

3. 2 動作時の表示

高周波、又は直流電流が出力されている動作状態が目視確認出来る表示機能を有すること。

3. 3 脱毛用プローブホルダー

使用する脱毛用プローブホルダーは、プローブを交換することが出来るものであること。

※留意事項

申請に際しては、一番出力の高くなる状態での測定方法とその実測値を提出する。

2-1-7 放電管エステティック機器

1. 目的

この規格は、放電管エステティック機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

放電管エステティック機器とは、美顔若しくはシェイプアップ等の目的で、無電極管（ガス封入ガラス管）を利用した電気誘導作用により間接通電を行い、同時に、発生するオゾンにより肌表面の清浄をも行う機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 動作時の表示

高周波が出力されている動作状態が目視確認出来る表示機能を有すること。

3. 2 タイマー機能

タイマー機能を有すること。

2-1-8 エステティック高電位機器

1. 目的

この規格は、エステティック高電位機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティック高電位機器とは、シェイプアップ等の目的で電気誘導作用による間接通電をするための機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 動作時の表示

高電位が出力されている動作状態が目視確認出来る表示機能を有すること。

3. 2 電位差の制限

実効値で9 k V、ピーク時で14 k Vを上限とすること。

3. 3 タイマー機能

タイマー機能を有し、実効値1 k V以下は最大8時間、電位1 k Vを超えるものは最大1時間で出力停止すること。

2-1-9 超音波エステティック機器

1. 目的

この規格は、超音波エステティック機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

超音波エステティック機器とは、美顔・美肌・超音波導入・シェイプアップ等の目的で水、若しくは化粧水等を用いて18kHz以上の超音波を使用するフェイシャル、又はボディ用の機器をいう。ただし、超音波エステティック美顔洗浄機器については、別途定める。

3. 安全規格

3.1 温度制限（短時間接触）

導子の表面温度は安全のため50℃を上限とすること。

3.2 動作時の表示

超音波が出力されている動作状態が目視確認出来る表示機能を有すること。

3.3 タイマー機能

タイマー機能を有すること。

2-1-10 超音波エステティック美顔洗浄機器

1. 目的

この規格は、超音波エステティック美顔洗浄機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備するものとして定める。

2. 定義

超音波エステティック美顔洗浄機器とは、美顔・洗浄・イオン導入等の目的で水、若しくは化粧水等を用いて18kHz以上の超音波を使用する、板（ヘラ）状のプローブを装着した機器をいう。

3. 安全規格

3.1 温度制限（短時間接触）

導子の表面温度は安全のため50℃を上限とすること。

3.2 動作時の表示

超音波が出力されている動作状態が目視確認出来る表示機能を有すること。

3.3 タイマー機能

タイマー機能を有すること。

2-1-1 1 エステティックペルチェ機器

1. 目的

この規格は、エステティックペルチェ機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティックペルチェ機器とは、美肌・整肌等の目的でペルチェ素子を利用した温冷機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 温度制御

表面温度は50℃以下であること。

2-1-1 2 エステティック洗浄回転ブラシ機器

1. 目的

この規格は、エステティック洗浄回転ブラシ機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティック洗浄回転ブラシ機器とは、先端に付けた回転ブラシにより、皮溝の汚れを洗浄するための機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 回転ブラシの着脱

ブラシの使用後の洗浄が可能のように、ブラシが機器本体から脱着可能な構造であること。

3. 2 手元スイッチ

スイッチは手元スイッチとし、回転を止めることが可能であること。

2-1-13 エステティックスプレー機器

1. 目的

この規格は、エステティックスプレー機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティックスプレー機器とは、エアポンプ、又はコンプレッサーを利用して、タンク内の化粧水や精製水を霧状にし、肌に噴霧して水分等を補給したり、ミストの冷却作用によって肌のほてりを鎮静化する効果を得るスプレー機器をいう。

3. 安全規格

3.1 エアー圧

肌表面にスプレーした場合に、スプレーミスト圧による肌トラブルや眼球の損傷等が発生しないエアー圧となっていること。

2-1-1 4 エステティックスキングリーニング噴吸機器

1. 目的

この規格は、エステティックスキングリーニング噴吸機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティックスキングリーニング噴吸機器とは、微細粉末を、エアーポンプ、又はコンプレッサーを利用して肌に噴霧することで、角質表面のピーリングを行う機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 エアー圧

肌表面にスプレーした場合に、エアー噴霧によって肌トラブルが発生しないエアー圧であること。

3. 2 同時吸引機構

トリートメントポイント以外の肌ポイントにまで微細粉末がおよばないように、肌表面にスプレーすると同時に、近接した地点で吸引を行う構造であること。

3. 3 微細粉末の再利用不可

トリートメントの際に、同じ微細粉末が肌に対して再利用できない構造になっていること。

2-1-15 エステティックフェイシャル吸引機器

1. 目的

この規格は、エステティックフェイシャル吸引機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティックフェイシャル吸引機器とは、顔又はボディのラインをととのえる目的で、吸引ポンプの吸引力を利用して、肌や毛穴の汚れ等を吸引除去する、或いは空気を吸引・排気することで肌表面を上下方向に振動させる機器をいう。

3. 安全規格

3.1 吸引圧の制限

肌表面を吸引した場合、紫斑等の皮膚トラブルが発生しない程度の吸引圧となる構造であること。

3.2 吸引部の構造

肌に接する吸引部は、肌の吸引状態が外部より目視確認出来るような素材であり、洗浄が可能であるようにとり外し可能となっていること。

3.3 吸引部の形状

吸引部は著しい変形、及び、ワレやキズがないこと。

2-1-16 エステティックヒート機器

1. 目的

この規格は、エステティックヒート機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティックヒート機器とは、内部に有した発熱部によって、全身又は身体の一部を温める目的で、包み込みや装着によって使用し、主にシェイプアップやボディトリートメント等に利用する機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 低温ヤケドの危険性の表示

使用方法によって低温ヤケドの危険性があるものは、使用上の注意事項を本体に表示すること。

3. 2 設定温度の変更及び表示

設定温度が可変のものにあつては、設定温度がわかる構造となっていること。

3. 3 温度過昇防止装置

電子部品の故障、又は外的要因によって発熱部の温度が異常に上昇したときに、発熱部への電源が切れる温度過昇防止装置が取り付けられていること。

3. 4 とり外しの容易性

全身、又は体の一部を包み、又は発熱部を装着して使用する際に、利用者が容易かつ安全に取り外せる構造であること。

3. 5 表面素材と使用上の注意の表示

化粧剤等による表面の劣化を考慮した材質を採用した上で、使用上の注意を本体に表示すること。

3. 6 タイマー機能

タイマー機能を有すること。

2-1-17 エステティックスチーム機器

1. 目的

この規格は、エステティックスチーム機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティックスチーム機器とは、温熱スチームを発生させ、皮膚温度を上げて柔軟にすることで、汚れ除去効果や、肌水分を高める機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 使用温度の設定

噴出口から取扱説明書に規定された距離で測定するとき45℃以下である。

3. 2 空炊き防止装置

空炊き防止の機能を有すること。

ただし加熱により火災等の危険性が無いものは除外する。

3. 3 傾斜時の電源オフ

本体が傾斜した場合にヤケド、感電、火災等の危険がある場合は、本体が傾斜した場合には本体電源、若しくは加熱ヒーターの電源が切れる構造となっていること。

3. 4 湯飛防止

スチーム出口からヤケド等の恐れがある湯飛の出ない構造であること。

3. 5 溢水対策

熱湯の漏れに対して、電気用品安全法別表第八附表第三「絶縁性試験の「4. 溢水試験（4）」に準じた試験に合格するレベルであること。

2-1-18 エステティックワックス溶解機器

1. 目的

この規格は、エステティックワックス溶解機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティックワックス溶解機器とは、内部に発熱部を有して、脱毛用ワックスを加温・加熱して溶解するために利用する機器をいう。

3. 安全規格

3.1 容器の構造

ワックスを溶解する容器は、ワックスを入れることが出来る最大量のラインを目視出来る構造を有していること。

3.2 温度過昇防止装置

温度制御機能を有し、その温度調整機能が故障した場合でも、火災等の災害を引き起こすことのない温度にて温度上昇を遮断出来る安全回路を有していること。

2-1-19 エステティックパラフィン溶解機器

1. 目的

この規格は、エステティックパラフィン溶解機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティックパラフィン溶解機器とは、加温・加熱することが出来る容器を有し、その容器にパラフィンを入れ加温することによりパラフィンを溶解し、その溶解したパラフィンの中に手や足を入れることが出来る構造を有している機器をいう。

3. 安全規格

3.1 容器の構造

パラフィンを溶解する容器は、パラフィンを入れることが出来る最大量のラインを目視出来る構造を有していること。

3.2 温度過昇防止装置

温度制御機能を有し、その温度調整機能が故障した場合でも、火災等の災害を引き起こすことのない温度にて温度上昇を遮断出来る安全回路を有していること。

3.3 警告表示

手や足を容器に入れる際には、パラフィン温度を確認してから入れる旨の注意書きを機器に表示してあること。

2-1-20 紫外線照射硬化機器

1. 目的

この規格は、ネイル用として用いられる紫外線照射硬化機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

紫外線照射硬化機器とは、内部に紫外線を放射する放射部を有し、主にネイル用の化粧品である紫外線硬化性樹脂を硬化させるために利用される機器をいう。

3. 安全規格

3.1 構造及び紫外光の漏れ

使用の際に、紫外線を直視できないような構造となっていること。

3.2 タイマー機能

タイマー機能を有すること。

2-1-2 1 赤外線エステティック機器

1. 目的

この規格は、赤外線エステティック機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

赤外線エステティック機器とは、赤外線（近赤外線、遠赤外線を含む）を照射し、全身、又は身体の一部を温めることで主にシェイプアップやボディトリートメントに使用する機器で、スタンドにて床に設置（スタンド式）、若しくは壁面や天井面に取り付けて（吊持式）使用したり、ドーム状構造の中に身体を横たえて使用する機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 構造

発熱体に容易に触れないような構造であること。また、ヤケドの恐れがある場合は、その旨の注意書きを機器に表示すること。

3. 2 転倒時の通電遮断

転倒の可能性のある機器の場合は転倒時に本体の電源、若しくは発熱体の電源が切れる構造であること。（ドーム式は該当せず）

3. 3 温度過昇防止装置

部品の故障、又は外的要因によって発熱部の温度が異常に上昇したときに発熱部への電源が切れる温度過昇防止装置を有すること。

3. 4 発熱部の動作表示

発熱部の動作状態を目視できないものは、発熱部の動作状態を表示する機能を有すること。

3. 5 吊持式の場合の構造、及び設置における安全確保

天井面及び壁面の取付部分、アーム等の可動部分等は、安全を確保出来る強度・構造となっていること。

3. 6 タイマー機能

タイマー機能を有すること。

2-1-2 2 エステティック振圧機器

1. 目的

この規格は、エステティック振圧機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティック振圧機器とは、振動する器体や指圧子による押圧等の運動、又は空気圧を利用して人体に作用させることにより、ボディラインを整える機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 回転部・駆動部

回転部・駆動部を有する場合、頭髮、頭部、手指等が巻き込まれる、挟まれる等の危険を生ずる箇所のないこと。

3. 2 組立式

組立式の場合は、電気配線（充電部を含む）に手を触れることなく容易に確実に取り付けや組み立ての出来る構造であること。

3. 3 折りたたみ式

折りたたみ式の場合は、使用中に人体等の負荷によって倒れない構造であり、器内配線が損傷を受けたり、断線する等の危険のない構造であること。

3. 4 空気圧機器

空気圧を利用した機器の場合は、インフレーター（圧迫袋）は、容易に着脱出来る構造であること。

停電時等の電源遮断時においても危険のない構造であること。また、身体に害を及ぼすような高い空気圧を発生しない構造であること。

緊急停止機能を有すること。

3. 5. 1 空気圧

圧迫機能をもつエステティック振圧機器の空気圧は、機器の空気圧発生ユニットの出力において

- 1) 指圧代用器の圧迫機能の空気圧は、48 kPa 以下であること
- 2) 1) 以外の機器の圧迫機能の空気圧は、120 kPa 以下であること

3. 5 タイマー機能

タイマー機能を有すること。

2-1-23 エステティックローラー振圧機器

1. 目的

この規格は、エステティックローラー振圧機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティックローラー振圧機器とは、ローラーを駆動し押圧させることで首から足までローリング刺激をし、ボディやふくらはぎのライン等を整える機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 回転部・駆動部

頭髮、頭部、手指、足、或いは衣服等が巻き込まれる、挟まれる等の危険の生じない構造であること。

3. 2 ローラー部と外装表面部

ローラー部の駆動による摺動摩擦により、容易に外装表面部が破れずローラー部が表面に露出しない構造であること。

3. 3 組立式

組立式の場合は、電気配線（充電部含む）に手を触れることなく容易に確実に取り付けや組み立ての出来る構造であること。

3. 4 折りたたみ式

折りたたみ式の場合は、使用中に人体等の負荷によって倒れない構造であり、器内配線が損傷を受けたり、断線する等の危険のない構造であること。

3. 5 本体強度

使用中に人体等の負荷によって、容易に損傷、破損、変形しない構造であること。

3. 6 タイマー機能

タイマー機能を有すること。

2-1-2 4 エステティック振動機器

1. 目 的

この規格は、エステティック振動機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定 義

エステティック振動機器とは、電動力を応用してタタキや振動を発生させ、肌表面に叩打、振動等の物理的刺激を与え、ボディやふくらはぎのライン等を整える機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 肌に接触する部分の形状

肌に接触する部分の形状は身体を傷付けない素材及び構造であること。

2-1-25 観察用エステティックスコープ

1. 目的

この規格は、観察用エステティックスコープに関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

観察用エステティックスコープとは、光源を内蔵し撮像素子を備えた、肌の状態を拡大視出来る機能を有する映像装置をいう。

3. 安全規格

3.1 撮像部の構造・材料

肌などに接する撮像部は、消毒用アルコール等の消毒剤で消毒することが可能な構造であり、かつ、消毒剤に耐える材料であること。

2-1-26 肌観察用紫外線機器

1. 目的

この規格は、肌観察用紫外線機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

肌観察用紫外線機器とは、紫外線域に含まれる近紫外線（いわゆるブラックライト）を利用して、肌と毛穴の皮脂や色素沈着、角質等の状態などの差異を異なった色で表示させ、肌観察、ならびにカウンセリングに用いる機器をいう。

3. 安全規格

3.1 構造

機器使用の際に、エステティシャン若しくはその他の第三者が、近紫外線を直視できないような構造であること。

3.2 警告表示

機器使用の際に消費者はまぶたを閉じる、又は保護メガネを着用する旨の注意表示を本体に有すること。

2-1-27 肌質観察機器

1. 目的

この規格は、肌質観察機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

肌質観察機器とは、肌の状態を知るために皮膚表面（角質層）の脂分及び水分、弾性、酸性度（pH）などを観察する機器をいう。

3. 安全規格

3.1 センサーの構造・材料

センサーは消毒用アルコール等で消毒出来る構造であり、かつ、消毒剤に耐える材料であること。

2-1-28 エステティック用電動椅子・ベッド

1. 目的

この規格は、エステティック用電動椅子・ベッドに関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティック用電動椅子・ベッドとは、電動で上下昇降やリクライニング等を行う椅子・ベッドをいう。

3. 安全規格

3.1 構造

使用時に、手などをはさんだりする危険のない構造であること。
乗り降りするとき、転倒しないこと。

3.2 沈下防止

昇降機能部が、使用時には固定(ロック)されるか、急激な沈下を生じない構造となっていること。

2-1-29 エステティック部分温浴機器

1. 目的

この規格は、エステティック部分温浴機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

ただし、エステティック岩盤浴機器に関しては別途定める。

2. 定義

エステティック部分温浴機器とは、手や足等への温浴刺激により、発汗を促す機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 温度調節機能

安全に使用するため、最高温度は45℃以下であること。

3. 2 漏電防止

温水に電流が流れこまないような回路若しくは構造であること。
また清掃時も漏電することがない構造であること。

3. 3 温度過昇防止

温度過昇防止機能を有すること。(50℃以下)

3. 4 タイマー機能

タイマー機能を有すること。

2-1-30 エステティック岩盤浴機器

1. 目的

この規格は、エステティック岩盤浴機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティック岩盤浴機器とは、天然の岩盤、又は鉱石を含む板状に加工された岩板を温めることによって放射される遠赤外線の温熱効果により、発汗を促すための機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 温度調節機能

温度調節機能を有していること。

安全に使用するため、最高温度は45℃以下であること。

3. 2 温度過昇防止

温度過昇防止機能を有すること。(50℃以下)

3. 3 取扱説明書

低温ヤケドに注意する旨の記載があること。

3. 4 タイマー機能

タイマー機能を有すること。

2-1-3 1 エステティックライトトリートメント機器

1. 目 的

この規格は、エステティックライトトリートメント機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定 義

エステティックライトトリートメント機器とは、ヒーリングやトリートメントを目的とし、LEDによって特定波長帯の可視光を直接照射する、若しくはランプから照射される光をフィルターを通すことで使用目的に合った波長帯の可視光を照射する機器をいう。

3. 安全規格

3. 1 発光源

光源の発熱によるヤケド等を防止する構造であること。

3. 2 取扱説明書

目の保護の記載があること。

2-1-3 2 複合型エステティック機器

1. 目的

複合型エステティック機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべき内容を考慮し、以下内容を定める。

2. 定義と分類

複合型エステティック機器とは、単一の機器に複数の機能を搭載した機器をいう。

複合型エステティック機器では、各製品毎に数種の機能を搭載しているため、各機能別の安全規格として個別の機能に該当する機器分類での規格基準を適用することとし、それら複数の機能すべてにおいて各規格基準を満たした場合にのみ、複合型エステティック機器としての規格基準を満たしたものとする。

なお、当規格の対象外の機能を搭載した複合エステティック機器の場合は、その他の各機能が各規格基準を満たした場合であっても、複合型エステティック機器の認証の対象外とする。

3. 試験条件

試験時、同時に作動可能な機能については、同時に作動を行い試験を実施することとする。

2-1-3 3 エステティック美容ライト脱毛機器

1. 目的

この規格は、エステティック美容ライト脱毛機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティック美容ライト脱毛機器とは、フラッシュランプを利用して主に脱毛等を行うトリートメント機器をいう。

3. 認証対象範囲

認証の対象となるエステティック美容ライト脱毛機器は、一般社団法人日本エステティック振興協議会が定める「美容ライト脱毛機器適合審査制度」に基づいて行われた適合審査に合格している機器とする。

4. 安全規格

4. 1 導入講習の義務付け

エステティックサロンへの導入時には必ず導入講習を実施する。そのための別紙「エステティック美容ライト脱毛機器導入講習実施基準」に沿って制作されたテキスト等の文書を具備していること。

2-2 定義及び分類

2-2-1 エステティック低周波機器類

1. 目的

エステティック低周波機器類に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべき内容を考慮し、機器類の分類を定める。

2. 定義と分類

エステティック低周波機器類とは、美顔・シェイプアップ・リフティング・頭皮ケア等の目的で30kHz以下の周波数を有する電流（中周波を含む）、又は直流電流を人体に直接通電するための機器類をいう。

規格は、以下に分類した各機器毎に別途定める。

- ① エステティックイオン導入機器
- ② エステティックシェイプアップ機器
- ③ エステティックリフトアップ機器
- ④ エステティック低周波パルス頭皮ケア機器

また、エステティック頭皮ケア機器類に関しては、低周波を活用した機器であるエステティック低周波パルス頭皮ケア機器以外にも各種の機器類があるため、エステティック頭皮ケア機器類(2-2-2)の規定を参照する。

2-2-2 エステティック頭皮ケア機器類

1. 目的

エステティック頭皮ケア機器類に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべき内容を考慮し、機器類の分類を定める。

2. 定義と分類

エステティック頭皮ケア機器類とは、育毛のためのよりよい環境を提供するための機器類をいう。

エステティック頭皮ケア用機器には、原理的に異なる複数の機器が含まれるため、以下に分類し、それぞれ他のエステティック用機器の規格基準を適用する。

また、これら以外のエステティック頭皮ケア機器については、当規格の対象外とする。

- ①直流を使用するもの・・・・・・・・・・エステティックイオン導入機器
- ②低周波パルスを使用するもの・・・・・・エステティック低周波パルス頭皮ケア機器
- ③無電極管を使用するもの・・・・・・・・・・放電管エステティック機器
- ④超音波を使用するもの・・・・・・・・・・超音波エステティック機器
- ⑤低周波振動を使用するもの・・・・・・エステティック振動機器
- ⑥温・冷効果を使用するもの・・・・・・エステティックペルチェ機器
- ⑦高周波を使用するもの・・・・・・・・・・エステティック高周波機器

2-2-3 エステティック高周波機器類

1. 目的

エステティック高周波機器類に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべき内容を考慮し、機器類の分類を定める。

2. 定義と分類

エステティック高周波機器類とは、高周波を利用したエステティック機器の総称をいう。ここでは、エステティック高周波機器類を、以下に分類した各機器毎に別途定める。

- ①エステティック高周波温熱機器
- ②エステティック電気脱毛機器
- ③放電管エステティック機器
- ④エステティック高電位機器

*留意事項：電波法に抵触することがある